

望楼探訪

第5回
阿倍野消防署

望楼のある庁舎
阿倍野消防署を訪ねて

昭和19年、現在の阿倍野区制がスタートした翌年に開設されたその前身から数えると、80年超の歴史を積み重ねてきた阿倍野消防署。現存する望楼は、昭和39年の新庁舎竣工時に作られた庁舎一体型ですが、旧庁舎の時代を伝える記録写真には、火の見櫓の名称その

大阪市内3カ所に設けられている、まちを見守る高所カメラ。かつてその役割を果たしていたのは、市内の各消防署本署に設置されていた「望楼」、いわゆる「火の見櫓（やぐら）」でした。周辺建物の高層化や、一般家庭への電話の普及でその役目をとかれた望楼が、いまもその姿を残す消防署をご紹介します。今回はその最終回として、阿倍野消防署を訪ねました。



桜の季節の阿倍野消防署



天王寺村の時代にまで遡る半鐘



昭和33年頃の阿倍野消防署
(『阿倍野消防署六十年のあゆみ』より転載)

ものの櫓型の望楼が、2階建ての庁舎を見下ろす姿が収められています。

望楼のシンボル
「半鐘」が残された奇跡

木造だった火の見櫓が鉄骨となり、いつしか望楼と呼ばれるようになって、やがてコンクリートの構造物に姿を変えていく……そんな時代の流れに伴い姿を消したのが、かつては人びとの暮らしを見守り、非常時にはまちに鳴り響いた「半鐘」です。

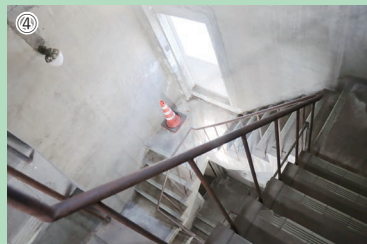
今回、阿倍野消防署を訪れてまず驚いたのが、庁舎一体型の望楼だけでな



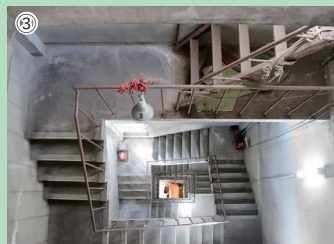
阿倍王子神社の宮司 長谷川裕高氏と横得署長

く、火の見櫓時代に活躍したであろう半鐘が保管されていることでした。この半鐘には、「天王寺村・明治四十三年十二月」と刻印されています。いったいどんな経緯で署に残されるに至ったのか気になるのですが、「実はながらく、誰も知らなかったんですよ」と横得順一 阿倍野消防署長。そんな半鐘のことを耳にした阿倍王子神社の禰宜、長谷川義晃氏が、昨年、阿倍野消防署を訪れたことがきっかけで、その来歴を改めてたどることになったといえます。

『天王寺村誌』（大正14年発行）を紐解いた長谷川義晃氏によると、この半鐘の歴史は、明治42年、現在の阿倍野区が天王寺村の一部だった頃に、常設ではなく「予備制度」として発足した公設の消防組織に遡ります（その後、「大正7年4月飛田の一角に屯所を設けた」後に常備消防体制に移行）。さらに、『阿倍野区史』（昭和31年発行）には、阿倍野消防署としてスタートした昭和19年当時のことが記されており、「本消防署は……（中略）市電気局阿倍野自動車々庫の一部を借り受け、阿倍野区一円を管轄する大阪府阿倍野



②～④望楼に至る急な階段。
⑤北西方向に間近に見えるのは、阿倍野区のランドマーク「あべのハルカス」。



①望楼内部の様子。1階から最上階までが吹き抜けになっており、荷物の上げ下ろしに使用したと思われる重機が残されている。



⑥展示されている半鐘は、大正3年に製造され、西消防署(西区新町)の火の見櫓で実際に使用されていたもの。
⑦大阪市消防局1階エントランスにある、明治末期の町並みを復元したジオラマ。



⑧昭和23～25年頃の火の見勤務
(『阿倍野消防署六十年のあゆみ』より転載)

消防署として開庁した」とあります。庁舎が手狭であったため、翌年の昭和20年には三井物産株式会社の社員寮であった現庁舎に移転しますが、この頃の火の見櫓は、戦時下の防空監視所を火の見台として使用していたという記録もあります。

天王寺村から始まった半鐘は、そんな時代を見守った後、昭和25年に同署に完成した望楼で、引き続きまちを見守り始めたのでした。

モノを大切にすることは
ひとを守る精神につながる

こうして明治、大正、昭和と受け継がれてきた半鐘。「半鐘が」戦時下の供出も免れ、焼け跡で失われることもなかったことが奇跡ですと横得署長。昭和39年の庁舎建て替えにもないその任務を終えた後、火の見櫓も望楼の記憶も失われていくなか保管されてきたことを思うと、お寺の鐘のミニチュアのようにも見える鉄の塊が、仏さまのように尊く思えてくるから不思議です。

今回、知るに至った半鐘の来歴は、「阿

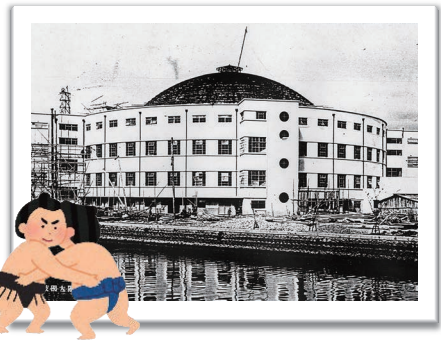
倍野消防署がある地域の氏神様、阿倍王子神社の宮司長谷川裕高さんとのお付き合いがあったこと」（横得署長）だといいます。そんな半鐘の歴史を振り返りながら、横得署長は「こんなふうにモノを大切にすることは、人を守ることにつながる」と、自身が日頃から大切にしている思いに重ねて語ってくださいました。「結局、消防の資器材を大切にすると、基本的なルールをおろそかにしない心持が、市民の安全はもとより、消防職員自身の安全・確実な活動にもつながると思うんです」（横得署長）。

取材を終えて

見守ることの象徴をたどってきた連載「望楼探訪」。その最終回に、思いがけず火の見櫓に遡る歴史の生き証人に出会うことになった今回の取材。当時あったその場所の記憶を留める人はおろか、望楼そのものが姿を消しつつあるなか、歴史を語り継ぐことの大切さや、時代を超えて守り続けるべきことを、改めて考えさせられる機会となりました。



さて、今回ご紹介するのは「花筏」
(はないかだ)というお噺です。提灯屋
の徳さんのところへ、相撲部屋の親方
が頼み事やつて来ます。播州高砂へ
の巡業が間近に迫っているのに、看板
力士である大関の花筏が急病で寝込
んでしまい、とてもやないが巡業に出
れる状態やない。そこで、花筏と容姿
がそっくりな提灯屋の徳さんに目をつ
けた親方。偽の花筏として高砂へ連れ
て行きたいというのが…。



☆大阪国技館
1937年(昭和12年)に、鉄筋コンクリート4
階建ドーム式、収容人員25,000人の国内屈指
の屋内スポーツ施設として建設され、その北側
には相撲茶屋が建ち並んでいたそうです。興
行の際は、連日「満員御礼」の垂れ幕が下が
り、梅田駅と難波駅から臨時バスが運行され
たんですって。



プチ上方言葉講座

「さいぜん」

【意味】
ついさっき・先程 など。

【使用例】
「番頭はん、さいぜん頼んだもん、あれ、
いらんようになってん。すまんだな。」



さて、今月の消防落語は「新年大喜利大会」の模様をお届けします。司会進行
は火廻家要慎。参加メンバーは駆付亭消火、そなえ亭恐妻、そなえ亭三葉、駆付
亭福男。座布団係は駆付亭まもる君です。それでは皆さん、またどこでお会いし
ましょう。いやあ落語ってほんとにいいものですね。



大阪市消防局
公式 YouTube

えー、皆さま、今月も真っ先に
お読みいただき、ありがとうございます。
申しあげます。「そなえ亭恐妻」
でございます。さて、今年度も一年間連載してき
た「落語DE火の用心」。数ある「上方落語」の
演目から、職員の皆さんに身近で馴染みのある地
名や市内の名所が登場するお噺を紹介していま
しました。落語ファンの方はもとより、落語の世
界へ飛び込むのに二の足を踏んだままの方にも、
楽しんでいただけたのであれば幸いです。



今回のお噺『花筏』



☆大阪国技館跡
大阪相撲の興行
場所として、1919年
(大正8年)に建設
されました。第28代
横綱朝日山が大阪市
の土地を借り受けて
建設しましたが、戦
前に解体されてしま
いました。

全国的な相撲の組織がなかった江
戸時代。興行は各地で独自に行われ
ており、「大坂(大阪)相撲」は、
江戸(東京)、京(京都)と並ぶ「三
都相撲」の一つとして栄えました。
明治時代になると、東京相撲が盛
況となる一方で、大阪相撲や京都相
撲は次第に衰退してしまいました。
1909年(明治42年)に、東京
相撲協会が常設の興行場として国技
館(旧両国国技館)を建設。大阪相
撲協会は1919年(大正8年)、
新世界に「大阪国技館」を建設しま
すが、復活の切り札にはなりません
でした。
1927年(昭和2年)に大日本
相撲協会が設立されると、相撲興行
の中心は東京の両国国技館となり、
大阪国技館は第2次世界大戦前には
解体されてしまったそうです。その
後、1937年(昭和12年)、現在
の城東区古市2丁目付近に大阪国
技館が建設されますが、こちらも僅
か7回の興行で休館となり、戦時中
は倉庫として使用され、終戦後の
1951年頃に解体されています。

株式会社ダイゾー

1936年に旧社名「大
阪造船所」として創業し、約
半世紀の間、造船事業を営
まれてきました。
2000年には現在の社
名へと改称し、エアゾール
事業部と二チモリ事業部の
関連会社を含めて一つの企
業に集約、陸機事業部、造船
鉄構事業部の4事業体制に
てグローバルに事業を展開
されています。現在の社員
数は860名(2025年
7月末時点)です。港自衛消
防協議会には1958年11
月に加わり、長年、協議会
の運営及び発展にご協力い
ただいております。
10万㎡にも及ぶ広大な事
業所の敷地での火災や、そ
の他の災害に対応するため、



自衛消防隊として訓練を積
み重ねておられます。可搬
式ポンプや消防ホースを積
載した電動三輪自動車
(トウクトウク)を独自に備
え、防火防災に積極的に取
り組まれています。

自衛消防隊 紹介

自衛消防隊長 樋口 治人

近年、各地で頻発する自然災
害に備えて災害発生時の協働
体制を整備しています。災害時
の自助はもちろん、港区の一員
として共助への重要性を認識
し、災害発生時の初動行動、人
命救助等の自衛消防隊として万
全を尽くしております。



女性防火クラブだより

生野区

生野区女性防火クラブは令
和7年2月に、防火・防災研
修の一環として大規模な普通
救命講習を実施し
ました。
生野区19連合振
興町会の各町会女
性部長222名の
方々に参加を呼び
かけた結果、約6割
近くの132名も
の方々に参加い
ただきました。
講習はリゲッター
KUNOホールで行
われ、参加人数の多
さからひと月がか
りの長期間にわた
る研修となりました
が、受講後の評判
は大変好ましく、各
地域で「普通救命講
習を取り入れた
い!」との声が多く
ありました。この講



習をきっかけとして、令和7年
度にはさらに多くの方々に救
急広報を実施する機会をいた
だきました。
本年度末にも、同様の規模
で、ライブ映像119に関す
る研修及び火災実験研修等を
予定しております。今後も防
火・防災意識を日々高めてま
いります。

はじめに

ガソリンは、自動車等の燃料として広く利用されているほか、その他の機器燃料として携行缶に保管されるなど、私たちの生活には欠かすことができないものです。一方で、ガソリンの引火点は約マイナス40度と非常に低く、常に可燃性の蒸気が発生しており、ひとたび引火すると爆発的に燃焼する危険性があります。そのため、ガソリンは消防法上の「危険物」に該当し、貯蔵や取扱いには様々な規制があります。

今回は、安全にガソリンを取り扱ううえで知っておきたい、携行缶などのガソリンの「容器」に関する規制についてご説明します。

ガソリン容器が関連した事故について

ガソリンの容器に関連した事故として、平成25年8月に発生した京都府福知山市の催事会場での火災事故が挙げられます。露店関係者がガソリン携行缶から発電機に燃料を補給する際、ガソリンが噴き出して観客や周囲の露店にも降りかかり、

引火して爆発的に燃焼、結果、死者3名、負傷者56名の被害を出す火災となりました。ガソリンが噴出した原因は、金属製のガソリン携行缶が長時間炎天下に置かれていたことに加え、発電機の排熱を浴び続けて内部の温度が上昇し、蓋を開けた際に突沸が発生したものと推定されています。

ガソリンを容器で取り扱う場合の注意点として、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないようにすることが挙げられます。また、携行缶は風通しの良い日陰等に置いていても、外気温の上昇により容器内の圧力が高くなっている可能性があります。そのような状態で携行缶の蓋を開けるとガソリンや可燃性蒸気が噴き出す可能性があ



福知山花火大会火災現場の状況

「消防の動き'18年6月号」消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)より作成

ることから、蓋を開ける前に少しずつエア抜きを行うことが重要です。ただし、直射日光等により携行缶が温められている場合は、携行缶の温度が常温程度に下がったことを確認した後に、エア抜きを行うように指導してください。また、発電機等に給油する場合は、必ずエンジンを停止し、周囲に火源になりそうなものがないことを確認する必要があります。

ガソリンスタンドでの容器への詰め替えについて

携行缶などガソリンの容器への詰め替えは、主にガソリンスタンドで行われます。ただし、セルフ式のスタンドでは、ガソリンを顧客自ら容器に詰め替える行為は禁止されています。セルフ式スタンドで顧客自ら行えることは、ガソリンスタンドの従業員(危険物取扱者)の監視のもと、自動車等の燃料タンクに直接給油すること、灯油を容器に詰め替えることに限られていますので、ガソリンを容器に詰め替える場合は、必ず従業員が行う必要があります。その際、ガソリンスタンドには、顧客の本人確認、使用目的の確認、販売記録の作成が義務付けられています。

ガソリンの運搬容器について

ガソリンなどの「危険物」を入れる容器は消防法で「運搬容器」として規制されており、容器は性能試験に合格したものでなければなりません。性能試験に合格した容器にはKHK表示又はUN表示のマークが入っています。なお、灯油用や軽油用とされている容器にガソリンを入れることは禁止されており、非常に危険な行為です。



用途の異なる容器に入れるのは厳禁！

プラスチック製容器について

ガソリンを入れる容器は金属性と限定されていましたが、消防法の改正により、令和6年3月1日から、条件を満たす一部のプラスチック製容器についても消防法の適合容器として認められるようになります。ただし、容積(容量)等の適合条件は、以下のように金属製の容器とは異なります。

■プラスチック製容器の適合条件

① 容器に「UN表示」及び容器記号の「3H1」が記されていること

「3H1」とは、ジェリカン(方形又は多角形の断面形状を有する容器)であり、かつその材質がプラスチックで、天板が固定式であることを示しています。



「令和4年4月19日 報道資料」
消防庁ホームページ
(<http://www.fdma.go.jp/>)より作成

② 容積(容量)が10リットル以内であること

金属製容器でガソリンを運搬する場合は、乗用車では22リットル以内の容器、トラック等の運搬車両では60リットル以内の容器であることが求められますが、プラスチック製容器の適合条件は、容積(容量)が10リットル以内であることとなっています。

③ 容器の製造日から5年以内のものであること

UN規格(国際連合規格)により、危険物輸送に使用する場合は、プラスチック容器の製造から5年以内でなければならないと決められています。



ガソリン用プラスチック製運搬容器

「令和4年4月19日 報道資料」
消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)より作成

おわりに

今回は、ガソリンの「容器」に関する規制についてご説明しました。

大阪市内でも毎年、ガソリンの容器の性能試験に合格していないものにガソリンを詰め替える事案が発生しています。ガソリンは、生活に欠かすことができないものですが、取扱いを誤れば大きな事故に繋がる可能性があります。ガソリンによる事故を防ぐためには、市民の皆様がガソリンの正しい取扱いを知っていただく必要があります。これからも立入検査等の機会を活用し、市民への広報に積極的に取り組んでいきましょう。

現場に活かす！救急救命士国家試験問題

救急救命士を目指す者が挑む国家試験。その中でも**救急救命士が活動する災害現場で知識として身につけておくべき**内容を紹介していきます。今月は中毒ガスが発生している現場活動についての問題です。救急隊として危険が伴う現場活動の一つであり、自分自身の安全を確保するためにも必要な知識を身につけましょう。

第48回（令和7年3月）D問題

30歳の女性。うつ病の既往があり、連絡が取れないため心配した友人が訪問した。アパート1階、玄関ドアは鍵が掛かっていなかったため中に入った。室内にはおらず、浴室ドアは鍵が掛かっており人影が見えたが声をかけるも応答がないため救急要請した。救急隊は「30歳女性、浴室内、急病人」の指令内容により単隊で救急出場した。

救急隊到着時、友人の案内で浴室に向かうと、浴室ドアに張り紙が貼ってあった。下記の写真を示す。

救急隊が直ちに行うべき対応はどれか。1つ選べ。

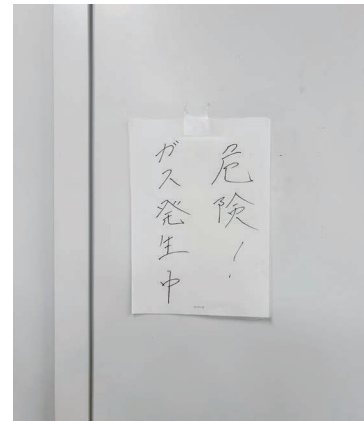
- 1 警察へ通報する。 2 鍵を壊し救出する。 3 状況を再聴取する。
4 進入可能な窓を探す。 5 消防隊を応援要請する。

ヒントレベル



中毒の判断

- 状況評価において、急性中毒を疑うべき状況を下記のとおり示す。
- ・原因不明の意識障害
- ・咽頭痛、突然の嘔吐、下痢、腹痛
- ・ショック、呼吸不全、過呼吸、発熱、全身性けいれんの症状を呈する傷病者で発生機序が不明確な場合
- ・自殺企図の既往のある傷病者
- ・自損傷を有している傷病者
- ・精神疾患を有する傷病者
- ・集団災害



ヒントレベル



安全確保

- 中毒が疑われる救急現場では、安全を確保したのち、現場では状況評価にとどめ、現場保全および応援要請、市民の避難誘導を優先する。医療機関への傷病者搬送は、現場除染の後に行う。汚染リスクのある傷病者を未除染のまま医療機関へ搬送することは基本的に避ける。
- また、薬物過量内服事例で単独傷病者であっても、自殺企図の背景がある場合はとくに、直接・間接に救急活動を脅かすリスクがあることを考えながら活動を行う必要がある。

解答・解説

解答 5 消防隊を応援要請する。

「大丈夫だろう」はやめて、判断に迷ったら「空振り」でもかまいません。「見逃し」をしないよう意識しましょう。

上記のヒント欄にもあるように先着隊の救急隊員はまず自身の安全確保を行い、現場活動は状況評価にとどめる。現場を保存したうえで、適切な応援要請を行う。その後に警察への通報、関係者からの情報収集を行う。救助者の二次被害を生じるリスクが高いため、除染前に、あるいは安全確認前に現場活動を開始してはならない。

（参考・引用 株式会社へるす出版「第48回 救急救命士国家試験問題 解答・解説集」）

このコーナーでは、日常生活の中で遭遇する突然の災害に対して、どのようなソナエが必要か、皆さんにわかりやすくお伝えしていきます。

いざという時のために、一緒に学んで備えましょう。



のソナエ教室

みんなで学ぼう

今回は…

地震発生時

へのソナエです



これまで、地震への備えのハード面として「家具の固定・非常用持ち出し品・備蓄品等」についてお伝えしましたが、今回はソフト面として「地震が起こった時にとるべき行動」についてお伝えします。

地震発生時にとるべき行動について学んでおくことで、いざという時に正しい行動を取り、自分自身の命と大切な人の命を守ることができるように備えておきましょう。

地震発生時へのソナエ

地震が起こった時にとるべき行動は？

揺れを感じたら…

揺れが収まるまで…

- ・丈夫な机等で身を隠す。（家具や落下物から身を守る）
- ・火気類は無理に消そうとしない。



地震発生時の行動について学べる



大阪市阿倍野防災センター
『あべのタスカル』

揺れが収まったら…

① 安全の確保（火気類の確認、出口の確保）

- ・速やかに使用している機器の電源を切り、プラグを抜く。
- ・ガスは元栓を閉める。
- ・ドアや窓を開放して出口を確保する。



② 安否確認と避難準備

- ・家族の安全を確認後、近隣住民の安全もお互いに確認。
- ・正確な情報を収集し、状況に合わせた避難準備を行う。
- ・避難する際は、自宅のブレーカーをOFFに。



避難時の注意点

多くの落下物や飛散物、余震による倒壊の恐れのある危険な建物等に十分注意しましょう。



お家での事前対策だけでなく、発生後にとる行動についても考えて、地震にソナエしましょう！

災害時、助かる人になれるよう、自分自身だけではなく、大切な人や周囲の人と一緒に地震への備えについて学び正しい行動を取れるようにしましょう。

